

## 第35回 福井市景観審議会 議事録

1. 日 時 平成27年11月17日(火) 午前10時00分から午前11時40分まで

2. 場 所 福井市役所第2別館2階 第22会議室B

3. 出席者

(1) 委員：10名

白井秀和委員(会長)、金田明彦委員(副会長)、内村雄二委員、桶谷治寛委員、織田法雄委員、阪口浩実委員(代理 山岸氏)、佐藤光笑委員、仁科章委員、野嶋慎二委員、藤澤芳一委員

(2) 事務局：8名

[都市整備室] 堀内理事、宮下室長、高島副課長、釣部主任、下田主幹、山崎主幹  
庭本主査、伊藤技師

4. 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 委 嘱

4 議 事

(1) 景観重要公共施設の指定について(中間報告)・・・資料1、2

(2) 福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について(中間報告)  
・福井城址周辺の景観形成のあり方について・・・資料3

5 報告事項

(1) グリフィス記念館整備事業のデザイン調整について

(2) 福井市景観賞2015の結果について

6 閉 会

- 釣部主任 第35回福井市景観審議会の開会。  
都市戦略部長が欠席のため、都市戦略部理事よりあいさつ。
- 堀内理事 <あいさつ>
- 釣部主任 委員交代の報告。  
福井県観光営業部文化振興課長の人事異動により、新たに阪口浩実様に前委員の竹内様の残任期間までお願いします。
- 委員の出席確認。加藤委員、森久保委員、渡辺委員が欠席、阪口委員の代理で山岸氏が出席。  
全13名の委員のうち、出席10名、欠席3名で、過半数の出席なので成立。  
以後の議事の進行については、白井会長にお願いします。
- 白井会長 それでは、議長を務めます。  
早速、会議次第に基づいて、まず議事(1)に入ります。  
「景観重要公共施設の指定について」、事務局の説明をお願いします。
- 議事(1) 景観重要公共施設の指定について**
- 山崎主幹 資料1、2に基づき説明。
- 白井会長 ありがとうございます。ただいま事務局より景観重要公共施設の指定についての説明がありました。委員の皆様、ご意見をお願いします。
- 阪口委員 (代理山岸氏) 対象となる公共施設の表をみると、かなりの数の道路なり河川なりが対象となっているのですが、例えば都心地区でいうと足羽山周辺など地域によって細かく分けてあって、この中での公共施設で重複しているところがありますよね。そういう場合の整備基準は全てクリアするということでしょうか。
- 山崎主幹 特に重複しているものとしては道路があります。例えば北國街道や歴史のみち、歴史の回廊などです。こちらは足羽山周辺、楽しみながら歩ける回遊の道、歴史環境軸にも重複して指定していますが、そのところどころにおける配慮していただきたいということがあると思います。
- 阪口委員 (代理山岸氏) 場所によって変わってくるということでしょうか。
- 山崎主幹 もちろん重複するものもありますが、基本的に整備基準は「歩いていただきたい」という視点の基準については、楽しみながら歩ける回遊の道にまとめて記載し、歴史に配慮していただきたい基準については、歴史環境軸という形で、なるべく分かりやすく整備基準をまとめています。
- 阪口委員 (代理山岸氏) 今、ここに挙がっているものは管理者との話はもう終わっての記載でしょうか。
- 山崎主幹 今回の審議会でも中間報告をさせていただき、その後、管理者との協議に入らせていただきたいと思っています。
- 仁科委員 駅前周辺のところ、北の庄城址公園と柴田公園とありますよね。大変狭い地区ですが、管理が分かれていますのですか。

宮下室長	区域としては一体的な場所ですが、都市公園の位置付けとしては2つに分かれています。
桶谷委員	幾つかあります。まず資料1-1のところ、3ページ目のところですが、今、説明があったところで整備基準の2つ目のところ。「施設や工作物は必要最小限の設置に努める」とありますが、これは設置するという意味なのか、設置はどちらかというところと控えるという方向のニュアンスなのかというのがちょっと分からなかったのですが。
山崎主幹	こちらの基準としましては、整備方針にも記載がありますが「自然環境に配慮し必要最小限の整備に努めます」「河川景観を保全する」ということです。
桶谷委員	整備していく方ということですか。
山崎委員	設置する際には必要最低限として下さいというニュアンスです。
桶谷委員	だとすると「施設や工作物の設置は必要最小限にとどめる」という表現の方が良いのではないのでしょうか。なにか、表現的に設置に努めると書いてあるので、設置する方向なのかなという気がしたので。
山崎主幹	誤解の無いような表現とします。
桶谷委員	同じく今の資料1-1の9ページのところなのですが、歩道の高質化というような表現もあるのですが、何か別にデザインの指針はあるということでしょうか。
山崎主幹	整備基準にデザインの指針を記載するという話もあると思いますが、今後の技術や舗装材の進歩がある中で、デザインを定量的に決めてしまうということは、今後の整備を拘束してより良いものにならないということから、定性的な基準とし、実際の整備の際に検討していきたいと考えています。
桶谷委員	ということは、その時々において高質化という意味合いは変わってくるのですか。他にも一乗谷の方でも歴史性に配慮するなどの基準があるのですが、その歴史性の配慮の仕方もその時々で変わるのですか。
山崎主幹	基本的にはどの様な整備をするのかという協議をさせていただき、その中で検討していきたいと考えています。
桶谷委員	基準がその時々で変わるという話であれば、出来るだけそこで統一感が出るようにして欲しい。あと、その下のところで「消雪設備の導入に努める」とありまして、私もよく歩く方なのですが、冬場は水浸しになって凄く歩き難いということもあるんですね。もちろん無散水であれば良いんですけど。もし散水施設であれば、逆に導入に努めるというのはどうかな、という気がしたのですが。ちょっと楽しみながら歩けるという感じではないですよね。ズボンの裾が濡れるとか、そういうことを気にして歩いてしまうので。
山崎主幹	同じ消雪設備でも水を出す消雪ではなく、無散水の方が歩きやすいということでしょうか。
桶谷委員	その辺は書けないということもあるかもしれませんが、「楽しみながら」ということで整備を目指すのであれば、あった方が良いでしょう。

山崎主幹	もちろん、思いとしては無散水施設が一番良いと思いますが、コスト面の問題もありますので、実際の整備の際にはそういった協議をさせていただきたいと考えています。
桶谷委員	もう1点ございまして、手引きの方なんですけど、基本的にこれは公共施設なので事業者というのは国・県・市ですね。
山崎主幹	そうです。
桶谷委員	それであれば国や県は外部かもしれませんが、市は内部ですよ。
山崎主幹	そうです。
桶谷委員	だから、手続き的にもっと簡略化出来ないのかなと。そして簡単にした分もうちょっと配慮するというか、検討に時間を多く取れないのかなと思いました。例えば建築確認申請であれば民間のものもありますので、民間事業者さんとのやりとりということになると、色々と相互の理解をしていかないといけないというところで、時間もかかると思うんですけど、内部の話であれば、時間的にそんなに時間をかけなくてもお互いに理解している部分もあるのではないかなと思ったんですけど。なんとなく凄く形式張っているなとフロー図を見て思ったので。その辺りどの様なお考えなのかなというのをお聞きしたいかなと思ったのと、あと、それに関連しまして、この整備自体にアクションプランみたいなものは別にあるのですか。例えばこういう景観重要公共施設を定めました。これを整備していくといった時のアクションプランですね。今のお話を聞いていると、何か整備の案件があがってきた時に配慮するなりなんなりという様な、検討するというこの様に受けたんですけど。そうではなく、もっと能動的に、こちらから景観づくりをしていくんだという視点での整備ってあるのかなと思うんですけど。そういったことはどの様にお考えですか。
宮下室長	今、2つのご質問をいただいたと思います。まず1つは公共施設の管理者が市の場合、もう少し円滑な協議とならないかということですが、市の内部での話となりますが、公共施設を整備する、あるいは維持管理をするということで、公共施設の管理者となるべき所属は、市の内部でも異なる所属となります。従いましてあくまで管理者がこういったものに基づいて配慮いただくこととなりますので、国であれ県であれ市であれ同じように手引きにしたがってやっていただくことにならざるを得ないと思っております。私共の中でも道路の整備を行う場合があります。そういった場合には今ほどおっしゃられたように、もう少し簡易的に取り扱いも出来ると考えております。
	もう1点、アクションプランについてですが、県都デザイン戦略などの構想に従いまして都心地区内の道路の高質化等の事業は行っております。そのところについてはある程度見通しを立ててアクションプラン的なところはございますが、それ以外のところにつきましては今現時点でアクションプラン的なものは持っておりません。あくまで道路の整備、あるいは管理をするという段階において今回のこうしたガイドラインなり手引きに従ってやっていきたいというのが今回の景観重要公共施設として指定する趣旨になります。
桶谷委員	前段で福井国体や北陸新幹線とか、もう間近に迫った様なお話をされていた中で、それが背景にあるというお話をされていたので、例えば東京都などを見ているとオリンピックの施設整備に関して間に合うのかどうかというような話がある中で、やっぱりスピード感というのは凄く大事なのかなと思っております。もし、そういうイベントがある時の来客を見込んで景観整備をしていかれるというのであれば、できるだけスピーディーに進めていかれるのが良いと思っております。

言をしました。

宮下室長

今まさにそういった時間軸の中でやっていくべき公共施設整備については私共の方で担当させていただいているところですので、そういったものについては自分のところで作った基準に沿って整備していきたいと思っております。ただ、ここに挙げた公共施設すべてが今の国体開催や新幹線開業までに行なうものではございませんので、そこは長い時間をかけてより良いものにしていくという考え方で臨んで参りたいと思っております。

白井会長

ありがとうございました。他にどうでしょうか。

織田委員

ちょっと話が違うのかもしれないのですが、福井城址周辺など細かく入りますよね。今現在、お堀などを触っていらっしゃるのですが。市に言うべきことではないかもしれませんが、県庁そのものが景観に対して合っていないのですね。こういうところで話をするものでは無いのかも知れませんが、福井市の本庁も絡む話だと思いますが、それに対しての景観というのは、これから先は何か考えてらっしゃるのですか。

宮下室長

平成25年3月に県都デザイン戦略として策定された将来的な構想がございます。その中で今ほどご指摘いただいた、県庁と市庁舎といったものを移転して城址公園として一体的な整備を行うと、長期的な目標ですが掲げています。そういったものに向けてこれからは色々と議論を重ねていくことになると思っております。

織田委員

なかなか本体の方が動かないと、周りも動かないのではないかな、という気がするのですけど。

宮下室長

なんといっても、県庁舎や市庁舎の移転ということになりますと、大きなお金もかかりますし、当然、耐用年数的には十分使える施設でございまして、そのことも含めた議論が大事になってくるのかなと思っております。

織田委員

もう1つあるのですけど、一乗谷の件でお伺いしたいのですけど。今、標識等でバス停や電車停留場について占用許可基準が書いているところがありますが、たまたま先週の金曜日に一乗谷へ行ったときに、武家屋敷から入られて、北口に出てくるのだが、出てきたところでバス停がどこにあるか分からないと県外から来られた方がおっしゃっていました。福井駅に行きたいが、バス停が分からないと言っていた。それで申し訳ないが入ったところまでお戻りくださいとしか言いようがなかった。その辺の対処というのは協会さんとの話なのでしょうか。これは金曜日の午前中の話なのですが、北陸新幹線が出来たということで金沢に泊まっていた方なのか、県外の車で一杯だった。これが土曜日というのであれば、なんとなく分かるが、金曜日の朝にそのような事を言われたのですね。その辺、標識に対する形だけではなく、使い勝手みたいなものを考えていただくことは有りがたいなと思います。

宮下室長

今の話は、路線バスの標識の事ですか。

織田委員

そうですね。あそこにはコミュニティーバスと路線バスの2つがあるのではないかと思うのですが、普通の路線バスだとどうしても、停留所の距離が空いていますよね。ちょうど朝倉氏遺跡のところにも1つあって、そこから結構離れた場所、資料館までは行かないが踏切の手前ぐらいだと思いますが。電車で来られる方を大事にするべきではないかと思うんですね。車や観光バスで来られる方はそこま

で車や観光バスで来ちゃうので。やはり電車やバスで来られる方、わずかな方もかもしれませんが、そういった1つ1つの積み重ねで、観光に来られた方が良い思いで帰っていければ良いかなと思うので。

宮下室長

地域交通課という部署が路線バスの所管をしているので、今ほどのご意見は地域交通課の方からバス事業者のほうへ伝えていただくようにします。

内村委員

市全域の資料の中に東西水辺景観軸がありますが、あえて東西ということを図示しているのが、基本計画との整合なのかということの確認の意味ですね。公共施設の場合で、日野川と九頭竜川の行政界のところまでというのは、南北になっていますけれども、そういうことが図示されても、ここが入っていないように見えるので水辺景観軸が良いのではないかと思います。これは全体のマスタープランということなので。その辺は表現上、最初にパッと分かるようにしておいた方が良いのではないかなという意見です。南北風格景観軸はそれなりに南北に通っているので良いのかなと思ったのですが。その辺はもう少し柔軟で良いのではないかなと思う。

もう1点は、資料1-2の方で交通広場、いわゆる駅広ですね。駅広は行政の中で公共財を管理されている方々ですから、多分5ページの中の道路と公園という部類の中、あるいは占用物という中に、景観に関わるものというのがあると思いますが、交通広場の取り扱いが、どこに該当するのかということを明示しておいた方が良いのではないかと思います。駅広も来春、ハピリンと一緒にオープンしますし、非常に玄関口で景観的なノード、ランドマークといいますか、非常に明快なところで景観が一番大事なところなので。運用のところで多分、道路敷きという解釈だから、道路改良・改修になるのかなと思うのですが、駅前の現状を見ていると、何か占用物を置いたり、色々書いたりしていますよね。ああいう唐突なものというのは非常に違和感があるので、きちんと市民周知を図ってプロセスを踏んで理解の下にやっていくという仕組みは大事。ああいう特に人が集まる場所だと思うので。そこが、この区分だけだと見過ごされてしまうので、公共財の区分の中で交通広場や駅広という用語が無いのであれば、何らかの格好で対象ですよと田原町の駅についても、大小に関わらず大事なポイントなので、表現というか協議対象であるということは、しっかりと分かるように工夫が要るのではないかと思います。

白井会長

どうですか。

宮下室長

交通広場の取扱自体が、道路法の道路に該当するかということで景観重要公共施設の対象となるか調べさせていただいて、対象になるようであればこの中に含めさせていただきたいと思います。

佐藤委員

たくさんの資料の中で、これらは福井までの新幹線などの色々な事業に向けて順次ということですが、順次というのは大体決まっているのですか。

宮下室長

今ほど景観重要公共施設として指定したいと考えている道路、公園等色々な施設がございますが、それら全てを整備できるわけではございません。順次として今分かっている範囲で申し上げますと、県庁線、中央公園、県庁線から中央公園へ至る市道といったところについては、ある程度、今後整備して参りたいと考えております。

佐藤委員

ここに載っているのは、まだ想定はしているが具体的な順番は決まっていないということですか。

宮下室長

はい。

佐藤委員 分かりました。

白井会長 よろしいでしょうか。  
議事（２）に入ります。  
「福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について」事務局の説明をお願いします。

**議事（２）福井都心地区景観形成重点地区内の景観形成のあり方について**

庭本主査 資料３に基づき説明。

白井会長 ありがとうございます。委員の皆様、ご意見ありましたらお願いします。

織田委員 これは養浩館庭園の時と同じで、これで決まってしまうということなのですか。

庭本主査 いえ、養浩館庭園周辺ゾーンの時もそうでしたが、専門部会として取りまとめている最中のものを中間報告させていただいている段階です。

織田委員 立場上、屋外広告物のことが気になる訳ですが、建物にしても３階建て以上はないと、現状維持の建物はそのまま、今後新しく建てる場合は、４階建てはダメだということですよ。

庭本主査 推奨する基準という位置づけですので、ダメという訳ではないですが、強くお願いしていくことになります。

織田委員 たまたま県の屋外広告物条例の改正が県議会に提案中で、我々業界的には、自家用広告物に関してはみなさんのまちの賑わいという形で、規制をあまりかけないでくださいということを言っています。議会の方に走っていますから、たぶんその状況で決まってくるんじゃないかと思うのですが、基本的に福井市もそれに付随して同等の形でいくということですよ。特別にこのエリアが決まってしまうと、それに応じて別に変わってくるんですかね。

庭本主査 県の条例案がどのようにリンクしてくるのかというところはまだ詰まっていないと思いますが、基本的に福井城址公園ゾーンにつきましては、屋外広告物、特に一般広告物については城址景観を作っていくということで、なるべく作っていかないということをお願いしたいと考えております。ただし、業務を行っている方も現にいらっしゃる訳ですので、今後更新をしてことも考えられる中で、自家用広告物まで設置しないということまでは適切ではないだろうということで、必要最低限のものに限っていただきたいということにさせていただいています。

織田委員 それと付随して、どうしてもやっけることのパイがどんどん小さくなっていく。というとおかしいですが、一つ一つが屋上広告がさっきはダメといていたように、サイズを小さくしなきゃいけないとか、景観地域となってしまうと、縛りがきつくなっていくのかなと思ってはいるのですが。また、組合にもそのように言っておかないといけない訳なので、確認をしておきたいなど。基本的には県の条例が決まった時点で、それに応じて変わっていくということですかね。

庭本主査 県条例は県条例で許可が必要ですし、届出は届出として必要なのは条例が変わっても制度としては残ります。屋上広告物については、城址公園ゾーン内にありませんので、届出の中で今後も設置しないようにお願いしますということにした

いと考えています。

白井会長

この地域は低層でという意識ですよ。他にありますか。

内村委員

教えてほしいのですが、特定景観計画区域都心部ゾーン指定済というところ、ありますよね。パワーポイントの中にないですかね。もとのベース図が。

【現状の指定状況をパワポで表示】

庭本主査

現状では色が塗られているところが指定されている範囲でございます。

内村委員

都心部ゾーンでしたっけ

庭本主査

都心部ゾーンです

内村委員

今回の検討中のお示しした眼目というのは、この特定景観計画区域の拡充という考え方ですか。

庭本主査

既に指定してある部分につきましては、都心部ゾーンがシンボル軸としての景観のあり方を目標としていますので、そうではなく、城址周辺として配慮いただきたい場所として、一部を城址周辺ゾーンに変更というような場所があります。

内村委員

変更というのは、都心部ゾーンを拡充するという線引きのし直しですよ。新たに位置づける拡充と、都心部として広げるといふのと。細かいことをいうと、景観行政という当局としてはどういうお考えなんですか。

宮下室長

基本的には福井城址がありまして、もともとここに都心部ゾーンという指定がございました。中央大通りからのシンボル景観というものを重点的に指定されたエリア設定と基準の内容になっております。今回は、福井城址を中心に一度考え直そうということで、それに併せて逆にいうと、今ほどの都心部ゾーンというのもこちらの城址を中心に一度見直しをするべきではないかという考え方しております。従いまして全体的な考え方といたしましては、基本的には城址を中心としてもう一度再構築するという考え方で今は進んでおります。

内村委員

言いたいことはわかるのですが、私が言いたいのは、当初の特定景観計画区域というのは、例えば養浩館がきちっとエリアを指定して線引きされて、それは何らかの理由が養浩館の場合は特に武家屋敷としてそこをコアにきちっとやっていきたいと思います。今回の場合は、そこをはっきりしておかないといけないということが一番あって。福井のシンボルで今残っている城址を核に、養浩館の考え方的にいうとお堀だとか既存の一番実感できる歴史的面积の線引きというものは、どちらかという養浩館で線引きしたような考え方と近いんですね。周りのところはどちらかという都心部ゾーンで、当初の軸性で公共空間を中心に沿道のファサードを中心に、いわゆる市街地景観の形成という意味で線引きをして、まずは軸のほうからやっていったと経緯があると思うんですね。今から県都デザインをやって歴史のアンコの部分とその周辺というのは根本的に違うと思うんですね。そういうときに既往のブルー側の福井の都心部だという部分がガワで、養浩館の線引きをしたようなところは中央公園を含んで内堀ですかね、そういう風な考え方なのかなという風に確認をしたかったんです。というのは、歴史城址公園とするところとそれ以外でいいんじゃないかと思っただけなんです。要するにゾーニングが少し細かすぎるなと思っただけなんです。くっきりお城のまわりが養浩館みたいに、結果全部つながって養浩館まで一体的に今回なると思うんですけど、それ自体は非常にいいことだとは思いますが、その文脈がはっきりわか



らないから、何が言いたいかという線引きが細かすぎるんですよ。たぶん、中央公園とお城の歴史的な誰がみたってここはというところはそれはそれでいいんですけど、周りの方向性というのはかなり柔軟にしておかないと、県庁とか市役所を含めて大きな街区再編が、そういった対象として見たときにあまり城址周辺ゾーンとか東側ゾーンとかいうものがお城の東西南北にあるということで、わざわざ切る必要も何もなくて、どちらかというとブルーの都心部ゾーンというものが福井城址公園ゾーンというのが養浩館みたいにあって、その周りはいくまで都心部ゾーンという位置づけで考えたほうがいいんじゃないかなというのが率直な意見です。

宮下室長

福井城址公園ゾーンがあくまでアンコの部分ということですか。

内村委員

養浩館みたいな位置づけはもうそこで、まわりはむしろ従来の都心部ゾーンとしてきちっとして、30年とか50年たったときにほんとにここでいうようなシンボルロード、フェニックス通りを含めて駅広からまわりにというのはやはりダウンサイズの方ではあると思うんですけど、新しい市街地形成の場所の中でどう歴史を反映させるかということが一番判断として難しいところだと思うんですね。それは城址公園の一つのモチーフ性を本当に取り込むのであれば、福井の都心部全体をそういう方向で考えていかないといけないんじゃないかなという感じを持つんですね。唯一お堀の周りの隣接する敷地に対して堀に面する基準を適用するというエッジのエリアは大事だと思うんですね。福井城址公園ゾーンを囲む一皮です。あと全体を面的に特に黄色い部分というのは、ブルーの部分と性格づけは基本的に一緒じゃないかなと思うんですね。というかも少し再配置を考えたときにスーパーブロック化したりして、まあ高層かどうかというのはこういう基準には意味があるとは思いますが、ブルー側の部分の考え方は沿道と南側というのは、そう分ける必要は僕はないと思うんですね。唯一城址東側というのはなんとなく意味があるのかなとは思いますが、それでも細かすぎるなという印象を持ちました。今日は検討中なので、参酌いただけるかどうかは別なんですけど、こういうことをかじっている一人の人間としての意見に留めていただければと思います。

白井会長

ありがとうございます。他にありますか。  
よろしいでしょうか。それでは報告事項をよろしくお願いいたします。

#### 報告事項（1）グリフィス記念館整備事業のデザイン調整について

山崎主幹

参考資料 デザイン調整対象事業の結果報告に基づき説明

白井会長

何かご質問等あれば。

織田委員

これはもうできているのですか。おもてなし館は。

山崎主幹

既に完成しています。

織田委員

ちょっと思いましたのが、お堀のところと同じで、何故、四角い建物を建てるのかなと思ったもので。

山崎主幹

四角ですか。

織田委員

グリフィス館に合った建物にするとかですね。多分、表から見たら、通りから見たら普通の家と変わらないですよ。大通りから見たら。

山崎主幹 おもてなし館自体の。

白井会長 デザインでしょ。

織田委員 お堀のところでも前回、おもてなし館のような話がありましたよね。何か必ず四角っぽい建物なんですよね。もうちょっと何か考えられたら良いんじゃないかなど。お金がかかる、かからないは別ですよ。

山崎主幹 当然、予算の関係もございしますが、今回、この整備に当たりましては、まず、グリフィス記念館というものが、この場合、皆さんに見ていただきたいという建築物となりますので、それ以上に目立つ建物を建ててしまわないよう、グリフィス記念館に配慮しています。

白井会長 目立たないように、あくまでも脇役でという事ですね。

織田委員 瞬間的に思ったので。

白井会長 これが目立ってはいけませんよね。

織田委員 そうですね。

山崎主幹 浜町周辺ということで和風といいますか、周辺に配慮したデザインということで、このようにさせていただいています。

白井会長 おもてなし館というのはカフェがあるのですか。自動販売機か何かはあるのですか。

山崎主幹 先ほどのガラスの扉のところに座って、自動販売機ではございますけど、コーヒーなどを飲めるようになっております。

宮下室長 おもてなし館の機能といたしましては、グリフィス記念館を管理する事務所機能、それからトイレ。トイレというのはこの周辺には散策をされる方も多いので、公衆用的なトイレとして仕立ててございます。それから今ほど申したように、休憩スペース機能。ちょうど目の前にグリフィス記念館が見えるように配置してございますので、ここに自動販売機を置きまして休んでいただけるようにしてございます。あとは、後ろの方にカフェがございまして、こちらの方にも入れるような仕立てにさせていただきまして、ここで休憩して物足りないようであればカフェで一休みしていただくようにご協力いただいている。

白井会長 カフェというのは店が入っているのですか。

宮下室長 入っているのではなく、北側にカフェがございまして。その出入り口をこちらの敷地側に設けていただいたということでございます。

白井会長 墮涙碑も真っ直ぐ見えますね。

仁科委員 植栽はこの位の配置なのでしょうか。

宮下室長 季節的にあまり良くない時期に仕上げましたので、一部残ってございます。

仁科委員 そうですか。

佐藤委員                   この日時計ですけど、日時計のところにも何か。

宮下室長                   日時計ですけれども上にブロンズの日時計の盤が乗っていますが、これは実は戦後、無くなってしまいましたので再現させていただいております。下の台座ですが、こちらはグリフィス夫人から贈呈を受けた際に市の方が準備したものでございまして、歴史博物館に残っていた本物を修復してこちらに設置させていただきました。

仁科委員                   現物を使っているのですか。

宮下室長                   はい。最初は汚れていましたが、修復と磨きをかけましたら、非常に綺麗な大理石の模様が出まして非常に良い雰囲気になってございます。是非、一度ご覧下さい。

佐藤委員                   拝見して参りました。その後も散歩コースでまわるのですが、日時計の周りの空間に何かちょっと椅子などのお休み処。お天気が悪いとももちろん無理だが、お天気が良い時などに。まだまだ開館したばかりなので定着していないと思うのですね。そのような時に、まずは近場の方がここに座っていられるとか、何かしらそのような工夫があると良いなと思いました。グリフィス記念館の中も本当に休むところがなくて、順序良くまわってサッと出ないような感じで、物が置けないのかなあという感じを持ったんですけど。

宮下室長                   グリフィス記念館内にあります、テーブルや机、アンティーク机が置いてありますが、あれは全て、その場をご利用いただいて構わない物でございます。

佐藤委員                   座って良いのですか。触っちゃいけない、博物館的な感覚でした。

宮下室長                   逆に使える記念館として、これも売っていかねばいけないことなので、自由にお使いいただければ結構です。

佐藤委員                   なんとなくお行儀良くまわってサッと出なければいけないかと思いました。で、外に出たときに、ここら辺りに何か休めるものがあれば良いのになとちょっと思ったんですね。

宮下室長                   敷地自体がそれほど潤沢ではないので、かえって物を置くと閉塞感があるかなとも思っています。基本的にはおもてなし館自体が自由にお入りいただける場所となっていますので、天気の良い日でございますと全面の扉を全て開けると外の雰囲気も充分味わっていただけるようになってございますので、そういった形でご利用いただければと思っております。

白井会長                   これは今、無料ですが、ずっと無料ですか。

宮下室長                   入場につきましては基本的に無料です。ただ、グリフィス館と広場のところにつきましては一部貸し出しをしております、貸し出しの時には使用料をいただくという管理体制になっております。

白井会長                   貸し出しとはイベントの時ですか。

宮下室長                   貸館にございまして、設置の目的に合致したものであれば使ってよいということになっております。

藤澤委員                   周りの花壇やプランターや写真にあるテーブルの上のフラワーアレンジメン

トは誰が管理するのですか。

宮下室長

基本的には先ほど申し上げた、おもてなし館の中に歴史の見えるまちづくり協会さんが入ってございまして、日常的な管理はそちらの方でしていただくということになってございます。ただ、植栽系ですと冬場を過ぎた後に一度手入れをするなどもございますので、そのときには少し手を入れていく予算を持ってございます。

藤澤委員

花の植え替えとか、そういうことも。

宮下室長

そこまでかどうかは、確認してございません。ちなみにフラワーアレンジメントはオープニング時のものでございまして、常時このような状態に出来るかどうかは分かりません。

藤澤委員

花は放っておくと汚くなるので。花が生き生きしていることで歴史の重みが生きてくると思うので、その辺の維持管理の予算のつけ方や管理の仕方を良く出来ると、良い施設になると思います。

宮下室長

私共の方で作らせていただいて、おもてなし観光推進室の方で運営をするという仕組みになっておりますので、その辺のことにつきましてはご意見をいただいたということで、お伝えします。

白井会長

よろしいでしょうか。それでは次、お願いします。

下田主幹

## **報告事項（２）福井市景観賞２０１５の結果について**

参考資料 福井市景観賞２０１５表彰作品パンフレットに基づき説明

白井会長

ありがとうございます。何かご意見ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。  
特に無ければ以上をもちまして本日の審議は終了いたします。

釣部主任

第３５回福井市景観審議会の閉会。  
(午前１１時４０分)